

①【関係機関との事前調整】

農振除外の申出をするまでに、下記の関係機関と調整を行ってください。

また、農振添付書類として、関係機関との協議結果の書類が必要となりますので、協議を行った日付・担当者を確認しておいてください。

事業計画に対する指導担当課

農業振興地域の整備に関する法律

(産業課 地域振興G)

- ・農用区域に関すること
- ・除外の総合窓口

農地法

(産業課 農業委員会G)

- ・農地法許可申請（農地転用）に関すること
⇒除外後の農地転用の見込みがあるかの確認。

都市計画法

(都市建設課)

- ・開発許可申請に関すること
⇒建築物がある計画の調整（土地面積、建築物面積、その他法律に基づく判断）
⇒除外後の開発許可の見込みがあるかの確認。
※開発許認可については、茨城県県西県民センター
建築指導課宅地グループと協議してください。

盛土条例

(生活安全課 くらし環境G)

- ・盛土に関すること
⇒基本的に宅地の造成に係る盛土はないので、
資材置場等の場合は必ず事前に調整を要する

土地改良区との調整

(五霞土地改良区)

- ・土地改良施設に関すること
⇒申出地にある既存施設、並びに開発を行うことにより影響が生じると予想される施設に対する適切な措置を図るため、
五霞土地改良区と事前に協議を要する。
⇒申請地にパイプラインがあるかどうかの確認。
⇒水路等をまたぐ出入口の場合は、水路敷占用許可の確認。

埋蔵文化財関係

(五霞町教育委員会)

- ・遺跡調査の包蔵地内であるかどうかの確認。
発掘調査が終了しているかどうかの確認。

上下水道課

- ・建物を建築する場合は、上下水道の引き込みが可能かどうかの確認。